

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和7年1月20日（令和7年（独情）諮問第12号）

答申日：令和8年10月9日（令和8年度（独情）答申第21号）

事件名：特定日特定会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月22日付け第2024－88号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った「不開示決定」について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測が可能となるおそれのある記載及び資料は省略する。

本件は、特定年月日Aに東京大学が公表した「授業料改定及び学生支援の拡充について」の決定に関しての審議が行われた特定年月日Bの特定会議について、それぞれ議題表、資料、「議事録ないし議事要旨（案を含む。）」、「議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等」、「担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録」及び「録音又は録画のデータ」の開示を請求したものである。処分庁はこれに対し、議題表及び資料を全部開示するとともに、その余については、「当該会議の議事要旨については、請求時点では作成しておらず不存在」であり、「その他請求文書については、作成しておらず不存在」であるとして不開示とした。

しかしながら、開示請求にあっては、議事録等の「案を含む」として開示請求をしているところ、東京大学のウェブサイトで公表されている特定年月日Cの特定会議議事録によれば、同会議において「特定年月日Bの特定会議議事録（案）について確認し、これを承認した。」とあることから、特定年月日Cの前日である開示請求日において案がまったく作成されてい

ないということに疑問がないとは言えない。

一方、「議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等」、「担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録」及び「録音又は録画のデータ」（以下、第2及び第3において「議事関係資料」という。）については、単に「作成しておらず不存在」とするにとどまっている。

東京大学においては特定会議の開催から一定期間後に議事要旨をウェブサイトに掲載していることから、これらの会議の議事要旨が作成される取扱いとなっていることは明らかである。そして正確な議事要旨を作成するには、一般論として、担当者において議事内容をメモしておくか、あるいは録音又は録画によって記録を行うなど、会議の現場で何らかの形の資料を残すことが確実な方法であると考えられる。当該会議は国立大学法人法に規定されている法定の会議であり、そのような重要な会議の議事要旨を作成するという事務を適正に遂行するために必要な措置が執られていないということは俄に想定しがたいから、本開示請求に係る議事関係資料が一切存在しないというには合理的な疑いが残る。

なお、本開示請求に係る議事関係資料が存在したとしても、それを特定の担当者のみが単独で使用していた可能性もあるが、議事要旨の作成という組織の業務のために使用する文書である点も鑑みれば、処分庁の「役員又は職員が組織的に用いる」文書に該当しないと直ちに言えるものではなく、当該文書の保管の状況や当該文書の取扱いに係る担当者的上司による指導・管理の状況その他の事情を考慮して判断すべきものである。

以上のことから、本開示請求についてはいずれも、議事関係資料を含め開示請求に係る法人文書をあらためて特定した上で、開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日特定会議の議題表、授業料の値上げに関する議題の資料、議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録、録音又は録画のデータ」である。東京大学（以下、第3において「本学」という。）は、特定年月日特定会議の議題表、授業料関係文書については全部開示とした上で、「当該会議の議事要旨については、請求時点では作成しておらず不存在」とし、議事関係資料については、作成しておらず不存在とする原処分を令和6年10月22日に行った。

これに対し、審査請求人は、令和6年11月8日受付けの審査請求書により、不開示決定を取消し、対象文書の開示を求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、審査請求書において、「請求する法人文書」として「特

定年月日特定会議にかかる議事録、議事要旨、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録ないし録音又は録画データ」であり、東京大学においては特定会議の開催から一定期間後に議事要旨をウェブサイトに掲載していることから、これらの会議の議事要旨が作成される扱いとなっているのは明らかで、その正確な議事要旨を作成するには、一般論として、担当者において議事内容をメモしておくか、あるいは録音又は録画によって、記録を行うなど、会議の現場で何らかの形の資料を残すことが確実な方法であると考えられるから、本件開示請求に係る議事関係資料が一切存在しないというには合理的な疑いが残る。特定の担当者のみが単独で使用していた可能性もあるが、議事要旨の作成という組織の業務のために使用する文書である点も鑑みれば処分庁の「役員又は職員が組織的に用いる」文書に該当しないと直ちに言えるものではない。以上のことから、「議事関係資料を含め開示請求に係る法人文書を改めて特定した上で開示すべきである」と主張する。

本件開示請求内容は、審査請求人が言うように「特定年月日特定会議にかかる議事録、議事要旨、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録ないし録音又は録画データ」である。開示請求を受理し、受付けを行ったのが、当該特定会議の数日後である。審査請求人言うように当該特定会議の議事要旨については一定期間後にウェブサイトに掲載しているのはそのとおりであるが、会議開催後から数日後の開示請求時点では、当該議事要旨は作成していないため、「当該会議の議事要旨については、現時点では作成しておらず不存在。」とする「不開示決定」を行ったところである。

また、審査請求人が主張している「担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録ないし録音又は録画データ」についての不存在理由が不開示理由欄に何ら記載がないとのことであるが、審査請求を受けて改めて担当部署に確認したが、開示文書以外の法人文書は作成していないとの回答であった。

したがって、当該文書を不存在とした本学の不開示決定は妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、本学は、本件について不開示決定を維持すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年1月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和8年6月5日 | 審議 |

④ 同年 7 月 9 日 審議

⑤ 同年 10 月 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、特定年月日特定会議の議題表及び授業料関係文書については全部開示とした上で、議事録等については、現時点では作成しておらず不存在とし、その他請求文書に該当する文書は作成しておらず不存在とする不開示決定を行った。

審査請求人は、上記第 2 の 2 のとおり、本件対象文書について、開示請求日の翌日には当該議事録の案が特定会議にて確認・承認されていることから、開示請求の時点で議事録等の案がないとする諮問庁の説明に対し疑問を呈している上、他の文書についても一切存在しないというのは合理的な疑いが残るなどと主張して審査請求を行ったが、諮問庁は、不開示決定を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、特定会議については、議事録等が会議の開催から一定期間後に東京大学のウェブサイトに掲載されており、正確な議事録等を作成するためには、担当者において議事内容をメモしておくか、あるいは録音又は録画によって記録を行うなど、会議の現場で何らかの形の資料を残すことが確実な方法である旨を主張している。

そこで、議事録等の作成方法等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア 一般論として、議事録等については、各会議の終了後、各会議を所管する担当部署において、議事録等の案を作成し、次回以降の各会議において確認・承認されれば、速やかにウェブサイトでの議事録等の公開手続に移行する。

イ また、担当部署又は出席・陪席部署等において、議事録等の案の作成のため、録音又は録画データの取得、議事内容のメモ（議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等を含む。）等の作成が行われる場合があるものの担当者の個人的な利用にとどまり、組織として共用されることはない。

さらに、議事録等の案の作成に関して、担当部署以外の会議への出席・陪席部署等が関与することもない。

ウ さらに、「授業料改定及び学生支援の拡充について」の審議資料の作成を担当する部局に対し、特定年月日 B に開催された特定会議への出席・陪席の有無を確認させたところ、出席・陪席は行われていない。

(2) 以下、諮問庁からの説明を踏まえ、検討する。

まず、前提として、特定年月日 B の 5 日後が特定年月日 A であり、その翌日に本件開示請求を受け付けており、さらにその翌日が特定年月日 C である。

本件対象文書は、特定年月日 A に東京大学が公表した「授業料改定及び学生支援の拡充について」の決定に関する審議が行われた特定年月日 B に開催された特定会議の議事録等他の法人文書であるが、当該議事録の案が原案どおり承認されたのは、特定年月日 C に開催された同会議においてであり、開示請求を受け付けた時点で議事録等については、作成しておらず不存在としたことについては、首肯できる。

また、上記(1)イのとおり、担当部局を始め会議への出席・陪席部署等において、本件議題に関しメモ若しくは記録又は録音若しくは録画データ等が作成され組織として用いられたとの実態は確認できず、これを保有していないとした諮問庁の説明については否定し難く、これを覆すに足る事情は認められず、上記(1)ウのとおり、担当部局の出席が確認できなかったことから、本件議題に関しメモ若しくは記録又は録音若しくは録画データの作成等が行われた経緯はなく、これを保有していないとした諮問庁の説明については、いずれもこれを是認せざるを得ない。

しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定年月日 B に開催された特定会議の議事録等の案は、特定年月日 C に開催された特定会議に提出され、確認の上承認されたものであり、開示請求を受け付けた会議前日の時点では当該議事録等の案は作成済みであったと説明する。

そして、別紙の 1 のとおり、本件対象文書には議事録等の案も含まれていることから、本件対象文書につき、文書を保有していないとして不開示とした決定については、上記のとおり議事録等の案を保有していると認められるので、別紙の 2 に掲げる文書を特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

(3) 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の 2 に掲げる文書を特定し、これについて改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、開示請求書の記載を見れば、本件対象文書に係る請求には議事録又は議事要旨のみならずこれらの案が含まれていたことが明らかであ

ったのに、開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には、これらの案につき一切触れておらず、諮問庁は、審査請求人から、審査請求書において、開示請求日において議事録案が作成されていた可能性を指摘されていたのに、理由説明書において、議事録案の作成の有無等について一切触れていなかった。

処分庁の原処分における対応及び諮問庁の審査請求に対する諮問における対応は、遺憾というほかない。

処分庁及び諮問庁にあつては、今後、法の規定を踏まえ、対象文書の特定を適切に行う必要がある。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙

1 本件対象文書

特定年月日 A に東京大学が公表した「授業料改定及び学生支援の拡充について」の決定に関する審議が行われた特定会議の議事録ないし議事要旨（案を含む。）、議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等（当該決定に関する議題以外の議題のみに係るものを除く。）、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録（当該決定に関する議題以外の議題のみに係るものを除く。）、及び録音又は録画のデータ

2 改めて開示決定等をすべき文書

特定年月日 C に開催された特定会議に提供が予定されていた、特定年月日 B の特定会議に係る議事録等の案